

# 伊予市・中山町・双海町合併協議会

## 第8回会議附属資料

協議第29号	地方税の取扱いについて	1
協議第30号	各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについて	8
協議第31号	各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについて	13
協議第32号	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて	16
協議第33号	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて	22
協議第34号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	36
協議第35号	各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて	46

協議項目	地方税の取扱いについて																											
細項目	市民税																											
調整方針	個人市民税については、現行どおりとする。																											
事務事業名	事務事業の現況																											
	伊予市	中山町	双海町																									
個人市民税	<p>【均等割】 標準税率 2,000円</p> <p>【所得割】 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納期】（普通徴収） 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで</p>	課税標準	税率	200万円以下の金額	3/100	200万円を超える金額	8/100	700万円を超える金額	10/100	<p>【均等割】 標準税率 2,000円</p> <p>【所得割】 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納期】（普通徴収） 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで</p>	課税標準	税率	200万円以下の金額	3/100	200万円を超える金額	8/100	700万円を超える金額	10/100	<p>【均等割】 標準税率 2,000円</p> <p>【所得割】 標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3/100</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>10/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【納期】（普通徴収） 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで</p>	課税標準	税率	200万円以下の金額	3/100	200万円を超える金額	8/100	700万円を超える金額	10/100	<p>個人市民税の税率については、3市町に相違がないため、現行どおり標準税率を採用する。 納期については、現行どおりとする。</p>
	課税標準	税率																										
200万円以下の金額	3/100																											
200万円を超える金額	8/100																											
700万円を超える金額	10/100																											
課税標準	税率																											
200万円以下の金額	3/100																											
200万円を超える金額	8/100																											
700万円を超える金額	10/100																											
課税標準	税率																											
200万円以下の金額	3/100																											
200万円を超える金額	8/100																											
700万円を超える金額	10/100																											

協議項目	地方税の取扱いについて						
細項目	市民税						
調整方針	法人市民税については、現行どおりとする。						
事務事業名	事務事業の現況					具体的な調整内容	
法人市民税	伊予市		中山町		双海町		法人市民税の税率については、3市町に相違がないため、現行どおり制限税率を採用する。
	【均等割】 制限税率 (資本等の金額) 1千万円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 60,000円 50人超 144,000円		【均等割】 制限税率 (資本等の金額) 1千万円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 60,000円 50人超 144,000円		【均等割】 制限税率 (資本等の金額) 1千万円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 60,000円 50人超 144,000円		
	(資本等の金額) 1千万円超1億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 156,000円 50人超 180,000円		(資本等の金額) 1千万円超1億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 156,000円 50人超 180,000円		(資本等の金額) 1千万円超1億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 156,000円 50人超 180,000円		
	(資本等の金額) 1億円超10億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 192,000円 50人超 480,000円		(資本等の金額) 1億円超10億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 192,000円 50人超 480,000円		(資本等の金額) 1億円超10億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 192,000円 50人超 480,000円		
	(資本等の金額) 10億円超50億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 492,000円 50人超 2,100,000円		(資本等の金額) 10億円超50億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 492,000円 50人超 2,100,000円		(資本等の金額) 10億円超50億円以下 (従業員数) (税額) 50人以下 492,000円 50人超 2,100,000円		
	(資本等の金額) 50億円超 (従業員数) (税額) 50人超 3,600,000円		(資本等の金額) 50億円超 (従業員数) (税額) 50人超 3,600,000円		(資本等の金額) 50億円超 (従業員数) (税額) 50人超 3,600,000円		
【法人税割】 制限税率 14.7/100		【法人税割】 制限税率 14.7/100		【法人税割】 制限税率 14.7/100			

協議項目	地方税の取扱いについて		
細項目	固定資産税		
調整方針	固定資産税の税率については、現行どおりとする。なお、納期については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		
	伊予市	中山町	双海町
固定資産税	<p>【概要】 基準日1月1日に所属する土地・家屋・償却資産の課税標準額（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）を超える資産を有するものに対して課税する。</p> <p>【税率】 標準税率 1.4/100</p> <p>【納期】 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p>	<p>【概要】 基準日1月1日に所属する土地・家屋・償却資産の課税標準額（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）を超える資産を有するものに対して課税する。</p> <p>【税率】 標準税率 1.4/100</p> <p>【納期】 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 12月1日から同月25日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p>	<p>【概要】 基準日1月1日に所属する土地・家屋・償却資産の課税標準額（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）を超える資産を有するものに対して課税する。</p> <p>【税率】 標準税率 1.4/100</p> <p>【納期】 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p>
	<p>具体的な調整内容</p> <p>固定資産税の税率については、3市町に相違がないため、現行どおり標準税率を採用する。 納期については、合併時に次のとおり統一する。</p> <p>【納期】 第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 2月1日から同月末日まで</p>		

協議項目	地方税の取扱いについて			
細項目	軽自動車税			
調整方針	軽自動車税の税率については、現行どおりとする。なお、納期については、合併時に調整する。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
軽自動車税	<p>【原動機付自転車】 （二輪のもの） 総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下 1,000円 総排気量0.05L超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下 1,200円 総排気量0.09L超又定格出力0.8KW超 1,600円 （三輪のもの） 総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW以下 2,500円</p> <p>【二輪の小型自動車】 4,000円</p> <p>【小型特殊自動車】 農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円</p> <p>【軽自動車】 二輪のもの（含測車付のもの） 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円</p> <p>【納期】 4月11日から同月30日</p>	<p>【原動機付自転車】 （二輪のもの） 総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下 1,000円 総排気量0.05L超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下 1,200円 総排気量0.09L超又定格出力0.8KW超 1,600円 （三輪のもの） 総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW以下 2,500円</p> <p>【二輪の小型自動車】 4,000円</p> <p>【小型特殊自動車】 農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円</p> <p>【軽自動車】 二輪のもの（含測車付のもの） 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円</p> <p>【納期】 4月11日から同月30日</p>	<p>【原動機付自転車】 （二輪のもの） 総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下 1,000円 総排気量0.05L超又は0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下 1,200円 総排気量0.09L超又定格出力0.8KW超 1,600円 （三輪のもの） 総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW以下 2,500円</p> <p>【二輪の小型自動車】 4,000円</p> <p>【小型特殊自動車】 農耕作業用のもの 1,600円 その他のもの 4,700円</p> <p>【軽自動車】 二輪のもの（含測車付のもの） 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円</p> <p>【納期】 4月11日から同月30日</p>	<p>軽自動車税の税率については、3市町に相違がないため、現行どおりとする。 納期については、他の税徴収と重なるため、納税者の負担を考慮し、5月納付とする。</p>

協議項目	地方税の取扱いについて		
細項目	国民健康保険税		
調整方針	国民健康保険税の税率及び納期については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		
	伊予市	中山町	双海町
国民健康保険税	<p>【概要】 国民健康保険加入者に対し、国民健康保険税を課税し、賦課徴収事務を行う。</p> <p>【税率（平成15年度）】          所得割額 8.5%          資産割額 20.0%          均等割額 23,400円          平等割額 33,500円</p> <p>賦課限度額 530,000円</p> <p>【納期】 9回(7月～3月)</p> <p>【軽減割合】 7割・5割・2割</p>	<p>【概要】 国民健康保険加入者に対し、国民健康保険税を課税し、賦課徴収事務を行う。</p> <p>【税率（平成15年度）】          所得割額 6.0%          資産割額 38.0%          均等割額 23,100円          平等割額 26,000円</p> <p>賦課限度額 530,000円</p> <p>【納期】 11回(5月～3月)</p> <p>【軽減割合】 7割・5割・2割</p>	<p>【概要】 国民健康保険加入者に対し、国民健康保険税を課税し、賦課徴収事務を行う。</p> <p>【税率（平成15年度）】          所得割額 5.4%          資産割額 55.0%          均等割額 24,300円          平等割額 32,000円</p> <p>賦課限度額 530,000円</p> <p>【納期】 12回(4月～3月)</p> <p>【軽減割合】 7割・5割・2割</p>
	<p>国民健康保険税の税率については、基金及び繰越金等を考慮したうえで、均一課税となるよう検討し、合併時に調整する。          納期については、合併時に次のとおり統一する。</p> <p>【納期】 9回(7月～3月)</p>		

協議第29号附属資料

協議項目	地方税の取扱いについて			
細項目	市たばこ税			
調整方針	市たばこ税については、現行どおりとする。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
市たばこ税	<p>【納税義務者】 製造たばこの製造業者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>【税率】 1,000本につき2,743円</p>	<p>【納税義務者】 製造たばこの製造業者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>【税率】 1,000本につき2,743円</p>	<p>【納税義務者】 製造たばこの製造業者、特定販売業者又は卸売販売業者</p> <p>【税率】 1,000本につき2,743円</p>	市たばこ税については、3市町に相違がないため、現行どおりとする。

協議項目	地方税の取扱いについて			
細項目	税の徴収			
調整方針	納税貯蓄組合については、現行どおりとする。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
	伊予市	中山町	双海町	
納税貯蓄組合	<p>【公共的団体】 各地区納税貯蓄組合341地区</p> <p>【目的】 各税納税通知書等の配布</p>	<p>【公共的団体】 町内47地区納税組合</p> <p>【目的】 納税組合、及び納税振替制度の普及拡充 納税意識の高揚並びに税知識の涵養</p>	<p>【公共的団体】 町内38地区納税組合</p> <p>【目的】 納税意識の高揚並びに税知識の涵養</p>	納税貯蓄組合は、現行のとおり存続させる。なお、納付書等の配布方法については、プライバシー等を考慮したうえで、調整する。

協議第29号附属資料

協議項目	地方税の取扱いについて			
細項目	前納報奨金			
調整方針	前納報奨金については、合併時に廃止する。			
事務事業名	事務事業の現況			
	伊予市	中山町	双海町	
前納報奨金	<p>【概要】 第1納期限内に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p>【対象者】 個人市県民税納税義務者 固定資産税納税義務者</p> <p>【報償率】 0.5/100×納期前月数（1月未満の端数がある場合14日以下切捨て15日以上は1月とする。）</p> <p>【端数処理】 100円未満の端数があるときは、切捨て。 その全額が100円未満であるときは、交付しない。</p> <p>【限度額】 10万円</p> <p>【該当する納期】 個人市県民税 第1期 6月1日から同月30日 固定資産税 第1期 4月1日から同月30日</p>		<p>【概要】 第1納期限内に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p>【対象者】 個人町県民税納税義務者 固定資産税納税義務者</p> <p>【報償率】 1/100×納期前月数（1月未満の端数がある場合14日以下切捨て15日以上は1月とする。）</p> <p>【端数処理】 その額が10円未満であるときは、交付しない。</p> <p>【限度額】 10万円</p> <p>【該当する納期】 個人町県民税 第1期 6月1日から同月30日 固定資産税 第1期 4月1日から同月30日</p>	<p>前納報奨金については、公平性、財政等の面を考慮し、廃止とする。</p>



協議項目	各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて			
細項目	国民健康保険事業			
調整方針	国民健康保険事業については、合併時に伊予市の例により調整する。			
事務事業名	事務事業の現況			
	伊予市	中山町	双海町	具体的な調整内容
国民健康保険事業	<p>被保険者証の交付 【目的】 国民健康保険法施行規則第6条により交付</p> <p>【型式】 平成15年4月よりカード型の個人被保険者証を交付</p> <p>【交付方法】 完納者は普通郵便で送付 滞納者は、窓口交付</p> <p>【有効期限】 平成16年3月31日(1年証)</p> <p>【短期被保険者証、資格証明書】 納付状況等により1ヵ月または2ヵ月の短期被保険者証または資格証明書を交付</p>	<p>被保険者証の交付 【目的】 国民健康保険法施行規則第6条により交付</p> <p>【型式】 従来どおりの被保険者証を交付</p> <p>【交付方法】 納付組織の完納者は、納付組織へ依頼 滞納者は、窓口交付 その他の者は、配達記録郵便で送付</p> <p>【有効期限】 平成16年3月31日(1年証)</p> <p>【短期被保険者証、資格証明書】 納付状況等により1ヵ月または3ヵ月の短期被保険者証または資格証明書を交付</p>	<p>被保険者証の交付 【目的】 国民健康保険法施行規則第6条により交付</p> <p>【型式】 従来どおりの被保険者証を交付</p> <p>【交付方法】 納付組織の完納者は、納付組織へ依頼 滞納者は、窓口交付</p> <p>【有効期限】 平成17年3月31日(2年証)</p> <p>【短期被保険者証、資格証明書】 納付状況等により3ヵ月または1年間の短期被保険者証を交付</p>	<p>型式については、住基カード・他の受給者カード等と連携した検討が必要であるが、新市へ移行後、速やかに調整する必要があり前期高齢受給者証のカード化を含め伊予市の例により調整する。</p> <p>交付方法は、事務経費等を考慮すると納付組織等の活用が望ましいが個人情報保護等の問題もあるので、原則郵送(配達記録郵便)とする。</p> <p>有効期限については、滞納者対策として、2市町が既に設定していることもあり1年間とする。ただし、合併時に交付する被保険者証については住民の利便を図るため有効期限を延長し平成18年7月31日とする。 (老人医療受給者証・前期高齢受給者証等との交付時期の調整)</p> <p>合併後も更新手続きが完了するまでの間、有効期限が満了するまでは旧被保険者が発行した被保険者証をそのまま使用できることとする。(医療機関等へは国保連合会等を通じ周知、PRを図る。)</p>

協議項目	各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて		
細項目	国民健康保険保健事業		
調整方針	国民健康保険保健事業については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
国民健康保険 保健事業	伊予市	中山町	双海町
	<p><b>【事業の目的】</b> 医療費の抑制と住民の健康増進と健康診査事業により疾病の早期発見、早期治療と健康教育で住民の健康への関心が深まることを目的として種々事業を行う。</p> <p><b>【ア 健康優良家庭表彰】</b> <b>【概要】</b> 前年度1年間医療を受けなかった健康世帯に対し表彰及び記念品を贈呈 <b>【給付の要件】</b> 当該期間国民健康保険の被保険者が3名以上の世帯であること。 当該期間当該世帯に属する被保険者全員が、療養の給付、療養費を受けていない世帯であること。 当該期間内にその年度の保険税を完納している世帯であること。 介護認定を受けていない世帯であること。</p> <p><b>【イ 人間ドック一部助成】</b> <b>【対象者】</b> 国民健康保険加入1年以上の者で、40歳から69歳までの方 <b>【保険者負担額】</b> 費用の70% 限度額26,600円 <b>【場所】</b> 本人の希望する医療機関 <b>【時期】</b> 4月から3月 <b>【内容】</b> 身体測定、心電図、血圧、血液検査、胸部X線撮影、胃透視(バリウム)等</p>	<p><b>【事業の目的】</b> 医療費の抑制と住民の健康増進と健康診査事業により疾病の早期発見、早期治療と健康教育で住民の健康への関心が深まることを目的として種々事業を行う。</p> <p><b>【概要】</b> 前年度1年間の1人当たり医療費が少ない世帯に対し表彰及び記念品を贈呈</p> <p><b>【給付の要件】</b> 表彰する年度に中山町国民健康保険に加入している世帯で、かつ、表彰該当年度において1年間中山町国民健康保険に加入していた世帯 表彰該当年度の1人当たりの医療費が少ない世帯(表彰する年度に入院している者がいる世帯は、除く) 表彰する年度及び表彰該当年度に健康審査を受けている世帯 健康審査を受け異常が発見された場合に、適切な事後処理を行っている世帯 表彰する年度内及び表彰該当年度内に国民健康保険税その他中山町の徴収金を完納している世帯</p>	<p><b>【事業の目的】</b> 医療費の抑制と住民の健康増進と健康診査事業により疾病の早期発見、早期治療と健康教育で住民の健康への関心が深まることを目的として種々事業を行う。</p> <p><b>【概要】</b> 前年度1年間医療を受けなかった健康世帯に対して表彰及び記念品を贈呈</p> <p><b>【給付の要件】</b> 当該期間国民健康保険の被保険者であった世帯であること。 当該期間当該世帯に属する被保険者全員が、療養の給付、療養費を受けていない世帯であること。 当該期間内にその年度の保険税を完納している世帯であること。</p>

協議第30号附属資料

協議項目	各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて		
細項目	国民健康保険保健事業		
調整方針	国民健康保険保健事業については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		
	伊予市	中山町	双海町
国民健康保険 保健事業	[ウ はり・きゅう施術補助] 【対象者】 国民健康保険加入者の方 【保険者負担額】 1術1,190円×7/10 2術1,490円×7/10(1日1回、月15日限度)		
			具体的な調整内容

協議項目	各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて		
細項目	出産、葬祭に関する給付		
調整方針	出産、葬祭に関する給付については、合併時に伊予市の例により調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		
	伊予市	中山町	双海町
出産、葬祭に関する給付	【概念】 法定給付として支給  【事業内容】 出産育児一時金 1件 300,000円 (妊娠4か月以上の流産を含む。双子の場合一人を1件とする。) 葬祭費 1件 30,000円	【概念】 法定給付として支給  【事業内容】 出産育児一時金 1件 300,000円 (妊娠4か月以上の流産を含む。双子の場合一人を1件とする。) 葬祭費 1件 20,000円	【概念】 法定給付として支給  【事業内容】 出産育児一時金 1件 300,000円 (妊娠4か月以上の流産を含む。双子の場合一人を1件とする。) 葬祭費 1件 20,000円
			出産育児一時金については、伊予市の例により調整する。  葬祭費の1件当たり支給額は、伊予市の例により30,000円とする。

協議第30号附属資料

協議項目	各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて		
細項目	中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所及び中山町国民健康保険直営歯科診療所		
調整方針	中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所及び中山町国民健康保険直営歯科診療所については、現行どおり新市に引き継ぐ。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所	伊予市	中山町	双海町
		<p>【目的】 国民健康保険における直営診療施設は、国民健康保険の療養の給付の確保を行うこと、国保の保健事業の中核として、医療と疾病予防の一体的運営に資する、国保の被保険者の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>[診療所の現況等]</p> <p>中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所 佐礼谷診療所は、本町と近隣地区(双海町・伊予市など)の住民(特に佐礼谷地区の住民)にとって重要で不可欠な一次医療機関となっている。 地域住民のニーズに応える診療所としてへき地医療としてのプライマリ・ケア(一次医療)の充実と高齢化地域における在宅医療の充実に重点を置いている。</p> <p>開設 : 昭和30年2月 所在地 : 中山町大字佐礼谷 診療時間 : 月～金曜日 午前9時～午後5時 休診日 : 土・日・祝日・年末年始 職員の状況 : 医師1名、看護師1名、准看護師2名、事務職員3名(非常勤1名含む)</p>	<p>国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に寄与するものであり、現行どおり新市に引き継ぐ。</p>

協議第30号附属資料

協議項目	各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて		
細項目	中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所及び中山町国民健康保険直営歯科診療所		
調整方針	中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所及び中山町国民健康保険直営歯科診療所については、現行どおり新市に引き継ぐ。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
中山町国民健康保険直営歯科診療所	伊予市	中山町	双海町
		<p>中山町国民健康保険直営歯科診療所</p> <p>歯科診療所は、本町と近隣市町村(伊予市・双海町・広田村・内子町等)の住民が利用している。</p> <p>要介護高齢者への訪問歯科診療を実施しており、介護保険における居宅療養管理指導事業所にもなっている。</p> <p>また、歯科保健センターを併設している。</p> <p>開設 : 昭和61年4月                  所在地 : 中山町大字中山                  診療時間 : 月～金曜日 午前9時～午後6時                  休診日 : 土・日・祝日・年末年始                  職員の状況: 歯科医師1名、歯科衛生士2名、准看護師1名</p>	

協議項目	各種事務事業(介護保険関係)の取扱いについて			
細項目	介護保険事業計画			
調整方針	介護保険事業計画については、合併時から統一保険料とする新事業計画を策定する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町	双海町	
介護保険事業計画	<p>【目的】 国の基本的な指針に基づき、介護保険事業計画策定委員会を設置し、3年ごとに5年を一期とする、伊予市の介護保険サービスの確保・円滑な提供及び、保険料算定の基礎として伊予市老人保健福祉計画と一体的に策定する。</p> <p>【第2期介護保険料】 第1段階 年額 23,400円 第2段階 年額 35,100円 第3段階 年額 46,800円 月額 3,900円 第4段階 年額 58,500円 第5段階 年額 70,200円</p> <p>【市単独減免】 平成15年度の保険料改定に伴い低所得者層への負担軽減を図るために基準を設け申請により第2段階を第1段階へ引き下げる。 実績なし</p> <p>【納期】 ・普通徴収 納期9期(7月～3月) ・特別徴収 納期6期(年金支給時)</p>	<p>【目的】 国の基本的な指針に基づき、介護保険事業計画策定委員会を設置し、3年ごとに5年を一期とする、中山町の介護保険サービスの確保・円滑な提供及び、保険料算定の基礎として中山町老人保健福祉計画と一体的に策定する。</p> <p>【第2期介護保険料】 第1段階 年額 21,000円 第2段階 年額 31,500円 第3段階 年額 42,000円 月額 3,500円 第4段階 年額 52,500円 第5段階 年額 63,000円</p> <p>【町単独減免】 なし</p> <p>【納期】 ・普通徴収 納期11期(5月～3月) ・特別徴収 納期6期(年金支給時)</p>	<p>【目的】 国の基本的な指針に基づき、介護保険事業計画策定委員会を設置し、3年ごとに5年を一期とする、双海町の介護保険サービスの確保・円滑な提供及び、保険料算定の基礎として双海町老人保健福祉計画と一体的に策定する。</p> <p>【第2期介護保険料】 第1段階 年額 18,500円 第2段階 年額 27,700円 第3段階 年額 36,900円 月額 3,072円 第4段階 年額 46,100円 第5段階 年額 55,300円</p> <p>【町単独減免】 なし</p> <p>【納期】 ・普通徴収 納期12期(4月～3月) ・特別徴収 納期6期(年金支給時)</p>	<p>1.現計画の残期間(平成17年度末)までの介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を平成16年度中に見直し、平成17年度合併時から統一保険料とする新事業計画を策定する。</p> <p>2.低所得者対策については、住民サービスの維持の観点から伊予市で実施している対策を参考に国の低所得者対策が確立されるまでの間は、新市として単独減免を行う。</p> <p>3.普通徴収の納期については、9期(7月～3月)とする。 特別徴収の納期については、6期(年金支給時)とする。</p>

協議項目	各種事務事業(介護保険関係)の取扱いについて		
細項目	低所得者に対する居宅介護(支援)福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払い		
調整方針	低所得者に対する居宅介護(支援)福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払いについては、合併時に伊予市の例により実施する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
低所得者に対する居宅介護(支援)福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払い	伊予市	中山町	双海町
	<p>【低所得者に対する居宅介護(支援)福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払い】 合意書の締結 事業所と合意書を交わす</p> <p>受領委任払いの申請 申請書に基づき適用対象者かどうか判断</p> <p>事前確認 申請代行者等が持参した書類に基づき購入予定の福祉用具及び改修予定の住宅改修が給付対象かどうかを判断</p> <p>給付の申請 申請書に必要事項を記入し、添付書類をつけて提出</p> <p>受付、支給事務 申請書類、添付書類の記載内容及び金額等を確認の上、受領(領収書のみ原本返還) 申請内容を確認の上、保険対象分の90%を事業所に支給</p>		
			1.低所得者に対する居宅介護(支援)福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払いについては、合併時に伊予市の例により実施する。

協議項目	各種事務事業(介護保険関係)の取扱いについて		
細項目	要介護認定訪問調査		
調整方針	要介護認定訪問調査については、公平・公正さを確保するため、調査専従の職員により行うこととする。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
要介護認定 訪問調査	伊予市	中山町	双海町
	平成16年3月現在 認定者数	平成16年3月現在 認定者数	平成16年3月現在 認定者数
	要支援 148人	要支援 21人	要支援 35人
	要介護1 467人	要介護1 65人	要介護1 150人
	要介護2 164人	要介護2 56人	要介護2 61人
要介護3 132人	要介護3 37人	要介護3 41人	
要介護4 137人	要介護4 37人	要介護4 31人	
要介護5 139人	要介護5 33人	要介護5 31人	
計 1,187人	計 249人	計 349人	
【目的】 要介護認定に係る訪問調査	【目的】 要介護認定に係る訪問調査	【目的】 要介護認定に係る訪問調査	1.国や県の実地指導における指摘事項 においては、調査の公平・公正さを確保するために、市町村職員による認定調査の体制強化が謳われているので、調査専従の市町職員(ケアマネ・保健師・看護師のいずれかの資格が必要)で調査を行う。  2.調査員の質の確保、意識の統一及び事務の効率化を図るためにも1か所に集中する。ただし、調査場所までの距離等利便性を考慮し、訪問調査件数割合が半数以上占めている伊予市に配置する。  3.遠隔地への調査の委託料は、双海町の例により1件当たり在宅・施設とも2,500円(消費税・交通費は別途)とする。
【内容】 申請者に対して訪問調査の実施(統一基準)	【内容】 申請者に対して訪問調査の実施(統一基準)	【内容】 申請者に対して訪問調査の実施(統一基準)	
【調査形態】 職員にて実施	【調査形態】 職員にて実施	【調査形態・雇用形態】 事業所委託(9割) 事業所調査員(兼務) 5人	
【雇用形態】 調査員 4人 正職員1人(資格:保健師・ケアマネ・兼務) 嘱託2人(資格:看護師) 臨時1人(資格:看護師、月10日雇用) 保健師は介護給付適正化と兼務 雇用実人数 常勤換算で3.5人	【雇用形態】 調査員 4人 正職員 2人(資格:保健師・兼務) 臨時 2人(資格:看護師・月約10日雇用) 保健師は保健業務と兼務 雇用実人数 常勤換算で1人	職員による調査(1割) 調査員 3名 正職員 3名(資格:保健師・兼務) 保健師は保健業務と兼務 雇用実人数 常勤換算で1.5人	
【調査の委託】 委託の範囲:主に中予地区を除く 委託金額 遠隔地の調査については、在宅・施設とも1件3,000円(消費税なし、交通費込み)で事業所委託	【調査の委託】 委託の範囲:主に愛媛県外 委託金額 遠隔地の調査については、在宅1件2,500円(消費税なし、交通費込み)・施設1件2,000円(消費税なし、交通費込み)で事業所委託	【調査の委託】 委託の範囲:原則事業所に委託 委託金額 在宅・施設とも1件2,500円(消費税・交通費は別途)で事業所委託	
平成15年度実績...無し	平成15年度実績...1件	平成15年度実績...518件	



協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて		
細項目	廃棄物処理計画		
調整方針	廃棄物処理計画については、新市において新たに基本計画を策定する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
廃棄物処理計画	伊予市	中山町	双海町
	<p>【概要】                  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>【事務手順】                  伊予市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画                  可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。                  平成10年3月に策定</p> <p>伊予市生活排水処理基本計画                  生活雑排水、し尿、浄化槽汚泥の処理について平成24年度を目標に計画を策定。                  平成10年3月策定</p>	<p>【概要】                  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>【事務手順】                  中山町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画                  可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの処理について平成21年度を目標に計画し、変更の必要性が生じた際に見直しを行う。                  平成7年3月に策定</p> <p>中山町生活排水処理基本計画                  中山町の生活排水処理の整備計画について平成25年度を目標に計画を策定。                  平成4年4月に策定、12年4月改訂</p>	<p>【概要】                  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならない。</p> <p>【事務手順】                  双海町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画                  可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理について策定時より15年後を目標に計画し、概ね5年ごとに中間目標年度を設定し、5年ごとに見直していく。                  平成10年3月に策定</p> <p>双海町生活排水処理基本計画                  生活雑排水、し尿、浄化槽汚泥の処理について平成22年度を目標に計画を策定。                  平成8年3月策定</p>

協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて		
細項目	最終処分場		
調整方針	最終処分場については、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるために、新市において検討する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
最終処分場	伊予市	中山町	双海町
	<p>【最終処分場】 リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分(埋立)するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。</p> <p>【事務手順】 不燃物、焼却灰を委託先(民間業者)へ運搬する(伊予地区ごみ処理施設管理組合)。委託先が、最終処分場へ運搬して処理</p>	<p>【最終処分場】 リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分(埋立)するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。</p> <p>【事務手順】 不燃物、焼却灰を委託先(民間業者)へ運搬する(伊予地区ごみ処理施設管理組合)。委託先が、最終処分場へ運搬して処理</p>	<p>【最終処分場】 リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分(埋立)するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。</p> <p>【事務手順】 不燃物、焼却灰を委託先(民間業者)へ運搬する(伊予地区ごみ処理施設管理組合)。委託先が、最終処分場へ運搬して処理</p>

協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて		
細項目	し尿・浄化槽汚泥		
調整方針	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、当面現行どおり行う。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分	伊予市	中山町	双海町
	<p>【収集】 次の業者に対し、収集運搬業の許可を与えて実施 (有)伊予環境保全 伊予市米湊1754番地3</p> <p>し尿収集運搬料金 平成12年度 条例廃止</p> <p>【処理】 伊予市松前町共立衛生組合で処理委託</p>	<p>【収集】 大洲喜多衛生事務組合から、許可を受けた下記業者が収集運搬業を実施 大山衛生社 伊予郡中山町大字佐礼谷2号120番地2</p> <p>【処理】 大洲喜多衛生事務組合処理施設で処理</p>	<p>【収集】 大洲喜多衛生事務組合から、許可を受けた下記業者が収集運搬業を実施 松下衛生社 伊予郡双海町大字串甲2876番地1</p> <p>【処理】 大洲喜多衛生事務組合処理施設で処理</p>

協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて		
細項目	ごみ処理施設		
調整方針	ごみ処理施設の整備については、新市において早期にリサイクル施設の整備を検討する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
ごみ処理施設	伊予市	中山町	双海町
	<p>【概要】 一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理</p> <p>【施設の概要】 1 焼却施設 2 リサイクル施設 3 一時保管施設</p> <p>焼却施設については、一部事務組合である伊予地区ごみ処理施設管理組合において運営・維持・管理を行っている。リサイクル施設及び一時保管施設については、民間会社が受託・管理を行っている。</p> <p>【経費負担】 焼却施設については、一部事務組合伊予地区ごみ処理施設管理組合において施設管理・保守管理・運営を行っている。焼却施設については、伊予市・松前町・双海町から発生する一般廃棄物(事業系一般廃棄物含む)を処理 各町により収集された一般廃棄物、各町の住民が直接搬入する一般廃棄物、許可業者が1市2町内から収集し搬入する一般廃棄物、1市2町内の業者が直接搬入する一般廃棄物を受入、処理 焼却施設から出る焼却残差は民間会社へ委託 リサイクル施設により分別、ペットボトルは民間会社へ搬入</p>	<p>【概要】 一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理</p> <p>【施設の概要】 1 焼却施設 2 リサイクル施設 3 一時保管施設</p> <p>内山衛生事務組合において運営・維持・管理を行っている。最終処分については、施設を有していないため民間会社へ委託している。</p> <p>【経費負担】 構成する各町 全額一般会計</p> <p>焼却施設、リサイクル施設及び一時保管施設については、内子町、五十崎町、肱川町、中山町及び広田村から発生する一般廃棄物(事業系の一般廃棄物を含む)を処理</p>	<p>【概要】 一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理</p> <p>【施設の概要】 1 焼却施設 2 リサイクル施設 3 一時保管施設</p> <p>焼却施設については、一部事務組合である伊予地区ごみ処理施設管理組合において運営・維持・管理を行っている。リサイクル施設及び一時保管施設については、民間会社が受託・管理を行っている。</p> <p>【経費負担】 焼却施設については、一部事務組合伊予地区ごみ処理施設管理組合において施設管理・保守管理・運営を行っている。焼却施設については、伊予市・松前町・双海町から発生する一般廃棄物(事業系一般廃棄物含む)を処理 各町により収集された一般廃棄物、各町の住民が直接搬入する一般廃棄物、許可業者が1市2町内から収集し搬入する一般廃棄物、1市2町内の業者が直接搬入する一般廃棄物を受入、処理 焼却施設から出る焼却残差は民間会社へ委託 リサイクル施設により分別、ペットボトルは民間会社へ搬入</p>

協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて		
細項目	ごみ排出及び収集		
調整方針	ごみの排出及び収集については、新市において調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
ごみの収集方法・収集状況、排出・質・運搬体制	伊予市	中山町	双海町
	<p>【概要】 一般廃棄物を適正に処理するため、分別収集を実際に行う事業</p> <p>【事務手順】 市が業者に委託</p> <p>【経費負担】 全て市単独</p> <p>【ゴミ収集状況】 H15.4.1現在 ・対象人員 9,549世帯 31,284人 ・対象区域 市内全域 ・収集率 100% ・収集体制 委託 ・収集方式 ステーション方式 ・収集方法 定期収集 可燃ごみ 週3回 不燃ごみ 月5回 (金物類、ガラス陶磁器類各1回) 乾電池・蛍光管 月1回</p> <p>【収集体制】 可燃ごみ : 廃棄物許可業者に委託 (収集車は業者所有のもの) 不燃ごみ : 委託 資源ごみ : 委託 乾電池・蛍光管: 委託 (全て、平成12年度から)</p>	<p>【概要】 一般廃棄物を適正に処理するため、分別収集を実際に行う事業</p> <p>【事務手順】 内山衛生事務組合が業者に委託</p> <p>【経費負担】 全て単独町費</p> <p>【ゴミ収集状況】 H15.4.1現在 ・対象人員 1,514世帯 4,665人 ・対象区域 町内全域 ・収集率 100% ・収集体制 内山衛生事務組合の直営・委託 ・収集方式 ステーション方式 ・収集方法 定期収集 可燃ごみ 週3回 不燃ごみ 月1回 資源ごみ 月1回 ペットボトル・白色トレイ 月1回</p> <p>【収集体制】 可燃ごみ : 事務組合が委託 不燃ごみ : 事務組合が委託 資源ごみ : 事務組合が委託 ペットボトル・トレイ : 事務組合が受託</p>	<p>【概要】 一般廃棄物を適正に処理するため、分別収集を実際に行う事業</p> <p>【事務手順】 町が業者に委託</p> <p>【経費負担】 全て単独町費</p> <p>【ゴミ収集状況】 H15.4.1現在 ・対象人員 1,785世帯 5,545人 ・対象区域 町内全域 ・収集率 100% ・収集体制 委託 ・収集方式 ステーション方式 ・収集方法 定期収集 可燃ごみ 海岸線週3回山間部週2回 不燃ごみ 月1回 資源ごみ(ビン・缶) 月1回 粗大ゴミ 月1回 有害 月1回 ペットボトル 月1回</p> <p>【収集体制】 可燃ごみ : 委託 不燃ごみ : 委託 資源ごみ : 委託 粗大ごみ : 委託 有害 : 委託 ペットボトル : 委託</p>

協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて			
細項目	ごみ排出及び収集			
調整方針	ごみの排出及び収集については、新市において調整する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
ごみの収集方法・収集状況、排出・質・運搬体制	伊予市	中山町	双海町	
	<p>【分別種類】 可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ 缶(アルミ・スチール)、ビン(無色・茶色・その他)、ペットボトル・発泡スチロール、紙類(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック)</p> <p>【排出方法】 ペットボトルは全て洗って出す、キャップをはずすこと。 紙類は、雨天時は出さない。 可燃ごみ 指定袋に入れ727ステーションに出す。 不燃ごみ 不燃物収集日に404資源回収ステーションに出す。 資源ごみ 資源ごみ回収日に不燃ごみ置場に出す。</p> <p>【運搬方法】 可燃ごみ パッカー車で伊予地区清掃センターまで運搬 不燃ごみ 2tダンプ又はトラックで不燃物委託業者まで運搬 資源ごみ(ペットボトル・紙) 2tダンプ又はトラックで不燃物委託業者まで運搬</p>	<p>【分別種類】 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 有害ごみ ペットボトル・白色トレイ</p> <p>【排出方法】 可燃ごみ 指定袋に入れ94ステーションに出す。 不燃ごみ 資源ごみ 粗大 有害ごみ 不燃物回収日に76回収ステーションに出す。 資源ごみ 資源ごみは新聞紙、チラシ・ダンボール・本類、紙類と別々にして十文字に縛って、可燃ごみ置き場(山間地区収集なし)に出す。 ペットボトル・白色トレイは指定袋に別々に入れて出す。ペットボトルは全て洗って出し、キャップは燃えるごみに出す。</p> <p>【運搬方法】 可燃ごみ パッカー車で内山衛生事務組合まで運搬 不燃ごみ 2tダンプで内山衛生事務組合まで運搬 資源ごみ 2tダンプで委託業者まで運搬 ペットボトル・白色トレイ 2tダンプで内山衛生事務組合まで運搬</p>	<p>【分別種類】 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 有害ごみ 缶(アルミ・スチール)、ビン(無色・茶色・その他)、ペットボトル</p> <p>【排出方法】 資源ごみは全て洗って出す、キャップをはずすこと。  可燃ごみ 袋に入れ65ステーション(各地区で選定)に出す。 不燃ごみ 資源ごみ 粗大 有害ごみ 不燃ごみ回収日に55回収ステーション(各地区で選定)に出す。 紙については、資源ごみ回収活動を利用する。</p> <p>【運搬方法】 可燃ごみ パッカー車で伊予地区清掃センターまで運搬 不燃ごみ 2tダンプ又はトラックで不燃物委託業者まで運搬 資源ごみ(ペットボトル・紙) 2tダンプ又はトラックで不燃物委託業者まで運搬</p>	

協議項目	各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて		
細項目	ごみ排出及び収集		
調整方針	ごみの排出及び収集については、新市において調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
ごみの収集方法・収集状況、排出・質・運搬体制	伊予市	中山町	双海町
	<p>【収集方式】 可燃、不燃、資源各ごみ 地区を2ブロックに分け収集 乾電池・蛍光灯、紙 全地区一斉収集 可燃ごみ、乾電池・蛍光灯 727ステーション 不燃、資源ごみ 404ステーション (資源ごみの内 紙はステーション)</p> <p>【収集車】 可燃ごみ 塵芥車(パッカー車) 資源ごみ ペットボトル 塵芥車(パッカー車)  他は2トンダンプ</p> <p>【収集人員】 各車両2人</p> <p>【カレンダー】 収集カレンダーの作成</p>	<p>【収集方式】 年1回収集 粗大ごみは有料処理  集会所等で収集</p> <p>【カレンダー】 収集カレンダーの作成</p> <p>【指定ごみ袋の販売取扱い】(昭和63年4月1日より) 大きさ 可燃用 小袋(35cm×50cm) 中袋(48cm×80cm) 大袋(65cm×85cm) ペットボトル・トレイ用 中袋(48cm×80cm) 大袋(65cm×85cm) 販売方法 内山衛生事務組合指定ごみ袋(内子町、五十崎町、肱川町、河辺村、中山町及び広田村共通ごみ袋)で事務組合が業者入札し、各町が事務組合へ注文を行い、町内の店舗で販売</p>	<p>【収集方式】 可燃、不燃、資源各ごみ 地区を2ブロックに分け収集 乾電池・蛍光灯 全地区一斉収集 可燃ごみ、乾電池・蛍光灯 65ステーション 不燃、資源ごみ 55ステーション</p> <p>【収集車】 可燃ごみ 塵芥車(パッカー車) 資源ごみ ペットボトル 塵芥車(パッカー車)  他は2トンダンプ</p> <p>【収集人員】 各車両2人</p> <p>【カレンダー】 収集カレンダーの作成</p>

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（上水道）		
調整方針	上水道料金については、現行どおりとする。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
	伊予市	双海町	中山町
水道料金	<p>【料金：1か月当たり】</p> <p>(家庭用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 10m<sup>3</sup>まで 850円</li> <li>・超過料金（1m<sup>3</sup>につき） 10超～20m<sup>3</sup>まで 110円 20超～30m<sup>3</sup>まで 140円 30超～50m<sup>3</sup>まで 160円 50m<sup>3</sup>超 170円</li> </ul> <p>(団体用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 10m<sup>3</sup>まで 1,020円</li> <li>・超過料金（1m<sup>3</sup>につき） 10超～20m<sup>3</sup>まで 130円 20超～30m<sup>3</sup>まで 160円 30超～50m<sup>3</sup>まで 180円 50超 190円</li> </ul> <p>(営業用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 10m<sup>3</sup>まで 1,130円</li> <li>・超過料金（1m<sup>3</sup>につき） 10超～20m<sup>3</sup>まで 140円 20超～30m<sup>3</sup>まで 170円 30超～50m<sup>3</sup>まで 200円 50m<sup>3</sup>超 210円</li> </ul> <p>【賦課基準】 水道料金は、上記に算定した基本料金と超過料金並びにメーター使用料の合計額に、1.05を乗じて得た金額とする。（10円未満の端数が生じたときは、切り捨て）</p>		
	上水道料金については、現行どおりとする。		

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（上水道）		
調整方針	水道メーター使用料については、現行どおりとする。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
水道メーター使用料	伊予市	中山町	双海町
	<b>【水道メーター使用料】</b> 口径 13mm            110円 口径 20mm            240円 口径 25mm            300円 口径 30mm            440円 口径 40mm            550円 口径 50mm            2,600円 口径 75mm            3,300円 口径 100mm           4,400円 口径 150mm           7,700円		
	水道メーター使用料については、現行どおりとする。		



協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（上水道）		
調整方針	加入金については、現行どおりとする。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
加入金	伊予市	中山町	双海町
	<p>【加入金の金額】</p> <p>口径 13mm            48,300円  口径 20mm            96,600円  口径 25mm            178,710円  口径 30mm            338,100円  口径 40mm            531,300円  口径 50mm            966,000円  口径 75mm            2,608,200円  口径100mm            5,168,100円  口径150mm            14,345,100円</p> <p>150mmを超える給水装置は認めない。</p>		
	加入金については、現行どおりとする。		

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（簡易水道）		
調整方針	簡易水道料金については、合併時に調整する。ただし、地元管理の水道料金については、新市において統一するよう努める。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
簡易水道料金	伊予市	中山町	双海町
		<p>[町管理の水道]</p> <p>中山地区簡易水道 佐礼谷地区簡易水道</p> <p>【料金：1か月当たり】 (基本料金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用      ~10m<sup>3</sup> 1,330円</li> <li>・営業用      ~10m<sup>3</sup> 1,480円</li> <li>・団体用      ~20m<sup>3</sup> 2,680円</li> <li>・浴場営業用 ~100m<sup>3</sup> 12,000円</li> <li>・共用栓      ~10m<sup>3</sup> 1,330円</li> </ul> <p>(臨時用料金) 1m<sup>3</sup>につき      300円</p> <p>(超過料金：1m<sup>3</sup>につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用              145円</li> <li>・営業用              145円</li> <li>・団体用              145円</li> <li>・浴場営業用        145円</li> <li>・共用栓              145円</li> </ul> <p>【賦課基準】 水道料金は、1か月につき、上記により算定した基本料金と超過料金の合計額に、1.05を乗じて得た金額とする。 (10円未満の端数が生じたときは、切捨て)</p>	<p>[町管理の水道]</p> <p>上灘簡易水道</p> <p>【料金：1か月当たり】 (基本料金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>~10m<sup>3</sup>            1,100円</li> </ul> <p>(臨時用料金) 通常どおり</p> <p>(超過料金：1m<sup>3</sup>につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10超~30m<sup>3</sup>まで    120円</li> <li>30超~40m<sup>3</sup>まで    130円</li> <li>40m<sup>3</sup>超~            140円</li> </ul> <p>【賦課基準】 水道料金は、1か月につき、上記により算定した基本料金と超過料金の合計額に、1.05を乗じて得た金額とする。 (10円未満の端数が生じたときは、切捨て)</p>

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（簡易水道）		
調整方針	簡易水道料金については、合併時に調整する。ただし、地元管理の水道料金については、新市において統一するよう努める。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
簡易水道料金	伊予市	中山町	双海町
	<p>[地元管理の水道]</p> <p>唐川地区簡易水道 ※財政面及び運用面について、市の関与なし</p>	<p>[地元管理の水道]</p> <p>村中地区簡易水道 永木地区簡易水道 添賀地区飲料水供給施設 平村地区飲料水供給施設 高岡地区飲料水供給施設 福岡地区飲料水供給施設</p> <p>【概要】 地元の組合に管理委託をしている。 委託料として、年1回支払い、その中から地元組合の役員報酬、砂削りの賃金、消耗品（塩素等）、検針に係る賃金、電気代、軽微な修繕料などを支払う。</p>	<p>[地元管理の水道]</p> <p>城の下簡易水道 小網簡易水道 本郷簡易水道 上迫田簡易水道 豊田簡易水道 本村飲料水供給施設 富貴飲料水供給施設</p> <p>【概要】 地元の組合に管理委託をしている。 水質検査料金・塩素・電気料金を納入された水道料金から差し引き、委託料として組合へ支払う。</p>

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（簡易水道）		
調整方針	簡易水道料金については、合併時に調整する。ただし、地元管理の水道料金については、新市において統一するよう努める。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
簡易水道料金	伊予市	中山町	双海町
		<p>[地元管理の水道]</p> <p>基本的に、町管理の水道料金と同額である。</p>	<p>[地元管理の水道]</p> <p>【料金：1か月当たり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○城の下簡易水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 ～10<sup>3</sup> 600円</li> <li>・超過料金 1<sup>3</sup>につき 100円</li> </ul> </li> <li>○小網簡易水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 ～10<sup>3</sup> 1,000円</li> <li>・超過料金 1<sup>3</sup>につき 30円</li> </ul> </li> <li>○本郷簡易水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 ～10<sup>3</sup> 1,000円</li> <li>・超過料金（1<sup>3</sup>につき） <ul style="list-style-type: none"> <li>10超～30<sup>3</sup>まで 50円</li> <li>30超～50<sup>3</sup>まで 100円</li> <li>50超～70<sup>3</sup>まで 150円</li> <li>70<sup>3</sup>超 200円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○上迫田簡易水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>1戸につき 8,000円/年</li> </ul> </li> <li>○豊田簡易水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 ～10<sup>3</sup> 1,000円</li> <li>・超過料金 1<sup>3</sup>につき 50円</li> </ul> </li> </ul>

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（簡易水道）		
調整方針	水道メーター使用料については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
	伊予市	中山町	
水道メーター使用料		<b>【水道メーター使用料】</b> 口径 13mm 100円 口径 20mm 140円 口径 25mm 200円 口径 30mm 360円 口径 40mm 400円 口径 50mm 510円	<b>【水道メーター使用料】</b> 口径 13mm 80円 口径 20mm 120円 口径 25mm 160円 口径 30mm 280円 口径 40mm 320円
			別表のとおり、合併時に調整する。

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて					
細項目	水道事業（簡易水道）					
調整方針	水道メーター使用料については、合併時に調整する。					
事務事業名	（別表）  口径別メーター使用料の調整額（案）  （単位：円；係数）					
水道メーター使用料	3市町メーター別口径	双海町	中山町	メーター購入単価 + 検満期取替費	13mmに対する 費用の係数	調整額 (100円を基準)
	13 mm	80	100	4,186	1	100
	20 mm	120	140	5,467	1.3	130
	25 mm	160	200	6,917	1.7	170
	30 mm	280	360	11,952	2.9	290
	40 mm	320	400	13,697	3.3	330
	50 mm	別に定める	510	51,692	12.3	1,230

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	水道事業（簡易水道）		
調整方針	加入金については、当面現行どおりとし、新市において上水道に合わせる方向で調整する。ただし、地元管理の加入金については、各地区の現行料金を継続する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
加入金	伊予市	中山町	双海町
		<b>【加入金の金額】</b> 口径 13mm 71,400円 口径 20mm 117,600円 口径 25mm 148,050円 口径 30mm 183,750円 口径 40mm 280,350円 口径 50mm 428,400円	<b>【加入金の金額】</b> 上灘簡易水道 157,500円 城の下簡易水道 31,500円 小網簡易水道 210,000円 本郷簡易水道 100,000円 豊田簡易水道 100,000円
	金額に格差があるため、当面現行どおりとし、新市において上水道の金額に合わせる方向で調整する。ただし、地元管理の加入金については、各地区の現行料金を継続する。		

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	下水道事業		
調整方針	下水道整備事業については、現在の計画を新市に引き継ぎ、新市において、全体計画の見直しを行う。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
下水道整備事業	伊予市	中山町	双海町
	<p>【全体計画】</p> <p>処理面積：880.0ha                  処理人口：35,000人                  汚水量：20,200m<sup>3</sup>/日                  排除方式：分流方式                  処理方法：標準活性汚泥法                  目標年度：平成27年度</p> <p>【認可計画】</p> <p>処理面積：381.0ha                  処理人口：17,400人                  汚水量：9,940m<sup>3</sup>/日                  排除方式：分流方式                  処理方法：標準活性汚泥法                  目標年度：平成18年度</p>	<p>【全体計画】</p> <p>処理面積：58.0ha                  処理人口：1,950人                  汚水量：800m<sup>3</sup>/日                  排除方式：分流方式                  処理方法：林デーションデッチ法                  目標年度：平成18年</p>	<p>下水道整備事業については、新市に引き継ぎ、現在整備中の計画を完了に向けて実施する。</p> <p>事業完了後については、新市において、全体計画の見直しを行う。</p>



協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	下水道事業		
調整方針	下水道使用料については、新市において調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		
	伊予市	中山町	双海町
下水道使用料	<p>【使用料】</p> <p>（一般）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金</li> <li>5<sup>㎡</sup>まで 600円</li> <li>5<sup>㎡</sup>超～10<sup>㎡</sup>まで 700円</li> <li>・超過料金</li> <li>10<sup>㎡</sup>超～20<sup>㎡</sup>まで 105円</li> <li>20<sup>㎡</sup>超～30<sup>㎡</sup>まで 120円</li> <li>30<sup>㎡</sup>超～50<sup>㎡</sup>まで 140円</li> <li>50<sup>㎡</sup>超～100<sup>㎡</sup>まで 153円</li> <li>100<sup>㎡</sup>超～200<sup>㎡</sup>まで 167円</li> <li>200<sup>㎡</sup>超～ 170円</li> </ul> <p>（湯屋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1<sup>㎡</sup>につき 30円</li> </ul> <p>【使用水量】</p> <p>（井戸水等の使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3人まで 7<sup>㎡</sup>加算</li> <li>4人以降 3<sup>㎡</sup>加算</li> </ul> <p>（井戸水、水道水併用の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3人まで 3<sup>㎡</sup>加算</li> <li>4人以降 1<sup>㎡</sup>加算</li> </ul>	<p>【使用料】</p> <p>（一般）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金</li> <li>10<sup>㎡</sup>まで 1,340円</li> <li>・超過料金</li> <li>10<sup>㎡</sup>超～100<sup>㎡</sup>まで 145円</li> <li>100<sup>㎡</sup>超～ 155円</li> </ul> <p>【使用水量】</p> <p>（井戸水等の使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3人まで 8<sup>㎡</sup>加算</li> <li>4人以降 4<sup>㎡</sup>加算</li> </ul> <p>（井戸水、水道水併用の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3人まで 4<sup>㎡</sup>加算</li> <li>4人以降 2<sup>㎡</sup>加算</li> </ul>	<p>具体的な調整内容</p> <p>下水道使用料については、料金体系を見直した上、統一する方向で検討し、新市において調整する。</p>

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	下水道事業		
調整方針	下水道受益者負担金等については、新市において調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
受益者負担金	伊予市	中山町	双海町
	<p>【受益者負担金】</p> <p>【負担金額】</p> <p>単価 350円 / m<sup>2</sup></p> <p>【徴収方法】</p> <p>（分割納付：4期）</p> <p>5年間で20回の分割納付。</p> <p>第1期 8月1日～8月末日</p> <p>第2期 10月1日～10月末日</p> <p>第3期 12月1日～12月末日</p> <p>第4期 翌年2月1日～2月末日</p> <p>受益者が申し出をした場合、一括納付も可能。</p>	<p>【受益者分担金】</p> <p>【分担金額】</p> <p>公共ます1個につき、150,000円</p> <p>【徴収方法】</p> <p>（分割納付：4年）</p> <p>4年間で15回の分割納付。</p> <p>第1期 5月1日～5月末日</p> <p>第2期 8月1日～8月末日</p> <p>第3期 11月1日～11月末日</p> <p>第4期 翌年2月1日～2月末日</p> <p>受益者が申し出をした場合、一括納付も可能。</p>	<p>受益者負担金等については、現整備処理区にあつては現行の制度を用いることとし、新市において調整する。</p>

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	集落排水事業		
調整方針	農業集落排水事業の分担金については、合併時に調整する。なお、使用料については、現行どおりとする。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
集落排水事業	伊予市	中山町	双海町
	<p>【目的】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、もって、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成すること。</p> <p>【概要】 伊予市大平地区の1か所を整備完了済。</p> <p>【分担金割合】 (事業実施時) 加入者分担金16万円 (事業実施後) 加入者16万円</p>	<p>【目的】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、もって、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成すること。</p> <p>【概要】 中山町佐礼谷地区を整備、源氏地区の簡易排水施設を含め、犬寄地区、佐礼谷地区の3か所を整備完了済。</p> <p>【分担金割合】 (事業実施時) 事業費の2/100、又は13万円 (事業実施後) 加入者13万円</p>	<p>分担金については、合併時に伊予市の例により調整する。</p>

協議第33号附属資料

協議項目	各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて		
細項目	集落排水事業		
調整方針	農業集落排水事業の分担金については、合併時に調整する。なお、使用料については、現行どおりとする。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
集落排水事業	伊予市	中山町	双海町
	<p>【使用料】</p> <p>（基本料金）</p> <p>10<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 1,200円（2か月）</p> <p>20<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 1,400円（2か月）</p> <p>（超過料金）</p> <p>20超～40<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 105円 / m<sup>3</sup></p> <p>40超～60<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 120円 / m<sup>3</sup></p> <p>60超～100<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 140円 / m<sup>3</sup></p> <p>100超～200<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 153円 / m<sup>3</sup></p> <p>200超～400<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 167円 / m<sup>3</sup></p> <p>400<sup>m<sup>3</sup></sup>超 170円 / m<sup>3</sup></p>	<p>【使用料】</p> <p>（一般家庭）</p> <p>・基本料金</p> <p>1人世帯 2,750円</p> <p>2人世帯 3,100円</p> <p>3人世帯 3,450円</p> <p>1世帯ごとに2,400円</p> <p>1人ごとに350円</p> <p>（一般家庭以外）</p> <p>・基本料金</p> <p>1家屋当たり2,400円</p> <p>（公共施設）</p> <p>・基本料金</p> <p>10<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 1,340円</p> <p>・超過料金</p> <p>10超～100<sup>m<sup>3</sup></sup>まで 145円 / m<sup>3</sup></p> <p>100<sup>m<sup>3</sup></sup>超 155円 / m<sup>3</sup></p>	

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて			
細項目	学校の設置及び配置			
調整方針	学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
学校の設置 及び配置	伊予市	中山町	双海町	
	<p>[小学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南山崎小学校 伊予市大平甲942番地</li> <li>・北山崎小学校 伊予市中村41番地</li> <li>・郡中小学校 伊予市上吾川110番地</li> <li>・伊予小学校 伊予市上野2270番地</li> </ul> <p>[中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港南中学校 伊予市米湊500番地の1</li> <li>・伊予中学校 伊予市上野2326番地</li> </ul> <p>[幼稚園]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・からたち幼稚園 伊予市米湊333番地</li> <li>・北山崎幼稚園 伊予市中村7番地1</li> <li>・伊予幼稚園 伊予市上野811番地の2</li> </ul>	<p>[小学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山小学校 中山町大字出淵2番耕地143</li> <li>・永木小学校 中山町大字中山午987</li> <li>・野中小学校 中山町大字出淵3番耕地26</li> <li>・佐礼谷小学校 中山町大字佐礼谷甲827-2</li> </ul> <p>[中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山中学校 中山町大字出淵2番耕地165</li> </ul> <p>[幼稚園]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・永木幼稚園 中山町大字中山午987</li> <li>・野中幼稚園 中山町大字出淵3番耕地26</li> </ul>	<p>[小学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下灘小学校 双海町大字串甲110番地3</li> <li>・由並小学校 双海町大字高岸甲867番地</li> <li>・翠小学校 双海町大字上灘甲452番地1</li> </ul> <p>[中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下灘中学校 双海町大字串甲232番地1</li> <li>・上灘中学校 双海町大字上灘甲5286番地1</li> </ul>	<p>1.統廃合について 平成17年4月から永木幼稚園と野中幼稚園を廃園とし、中山幼稚園(仮称)を創設する。 永木小学校・野中小学校を平成17年4月に中山小学校に統合する。</p>

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	学校の設置及び配置		
調整方針	学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
学校の設置 及び配置	伊予市	中山町	双海町
	<p>【施設の概要】</p> <p>幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北山崎幼稚園 園舎 平成3年度建築</li> <li>・からたち幼稚園 園舎 昭和49年度建築 昭和53年度増築</li> <li>・伊予幼稚園 園舎 昭和61年度建築</li> </ul> <p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南山崎小学校 校舎 昭和56年度建築 屋体 昭和57年度建築 プール 昭和42年度建設 給食室 昭和56年度建築</li> <li>・北山崎小学校 校舎 昭和60年度建築 平成2年度建築 屋体 昭和55年度建築 プール 昭和38年度建設 給食室 昭和48年度建築</li> <li>・郡中小学校 校舎 昭和53年度建築 昭和58年度建築 昭和61年度建築 平成2年度建築 平成3年度建築 屋体 昭和58年度建築 平成3年度建築 プール 昭和41年度建設 給食室 昭和58年度建築</li> </ul>	<p>【施設の概要】</p> <p>幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・永木幼稚園 園舎 昭和57年度建設</li> <li>・野中幼稚園 園舎 昭和58年度建設</li> </ul> <p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山小学校 校舎 昭和46年度建設 昭和61年度大規模改造 平成10年度耐震補強 (大規模改造)</li> <li>校舎 昭和55年度建設 屋体 昭和56年度建設 プール 昭和43年度建設</li> <li>・野中小学校 校舎 昭和52年度建設 校舎 昭和58年度建設 プール 昭和42年度建設</li> <li>・永木小学校 校舎 昭和63年度建設 屋体 昭和53年度建設 プール 昭和43年度建設</li> <li>・佐礼谷小学校 校舎 平成元年度建設 屋体 昭和52年度建設 プール 昭和43年度建設</li> </ul>	<p>【施設の概要】</p> <p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下灘小学校 校舎 昭和44年度建設 屋体 昭和60年度建設 プール 平成3年度建設</li> <li>・由並小学校 校舎 昭和58年度建設 屋体 平成4年度建設 プール 平成4年度建設</li> <li>・翠小学校 校舎 昭和6年度建設 屋体 昭和61年度建設 プール 昭和47年度建設</li> </ul>

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	学校の設置及び配置		
調整方針	学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
学校の設置 及び配置	伊予市	中山町	双海町
	<p>・伊予小学校 校舎 昭和48年度建築 平成元年度建築 屋体 昭和59年度建築 給食室 昭和48年度建築 平成10年度建築</p> <p>中学校 ・港南中学校 校舎 昭和35年度建築 昭和36年度建築 昭和37年度建築 屋体 昭和37年度建築 武道館 平成2年度建築 プール 昭和44年度建設 給食室 昭和36年度建築</p> <p>・伊予中学校 校舎 昭和55年度建築 昭和62年度建築 屋体・武道館 平成4年度建築 プール 昭和35年度建設</p> <p>【耐震診断実施計画】 平成15年度:伊予小学校校舎(一次) 郡中小学校校舎(一次) 伊予中学校校舎(一次) 平成16年度:北山崎小学校屋体 (一次) 港南中学校屋体(一次)</p>	<p>中学校 ・中山中学校 校舎 昭和50年度建設 平成7年度耐震補強 (大規模改造) 屋体 昭和45年度建設 平成2年度大規模改造</p> <p>学校給食センター 昭和55年度建設</p> <p>【耐震診断実施計画】 平成15年度:中山小学校屋体(一次) 平成16年度:中山小学校校舎(一次) 平成17年度:野中小学校校舎(一次) 永木小学校屋体(一次) 中山中学校屋体(一次)</p>	<p>中学校 ・下灘中学校 校舎 昭和53年度建設 屋体 平成14年度建設 プール 昭和48年度建設</p> <p>・上灘中学校 校舎 昭和37年度建設 昭和59年度大規模改造 屋体 昭和59年度建設 プール 昭和49年度建設</p> <p>学校給食センター 昭和45年度建設</p> <p>【耐震診断実施計画】 平成16年度:下灘小学校校舎(一次) 平成17年度:下灘中学校校舎(一次) 上灘中学校校舎(一次)</p>

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	学校の設置及び配置		
調整方針	学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
学校の設置 及び配置	伊予市	中山町	双海町
	<p>【今後の計画】 港南中学校校舎改築事業 平成16・17年度実施 RC造一部鉄骨造4階建て</p>	<p>【今後の計画】 中山幼稚園(仮称)建設計画 H16年度実施 (平成17年度4月1日開園) 耐震補強:大規模改造計画 平成19年度:中山小学校校舎 中山小学校屋体 平成20年度:野中小学校校舎 平成21年度:永木小学校屋体 中山中学校屋体</p>	<p>【今後の計画】 現在なし</p>



協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて																									
細項目	学校の設置及び配置																									
調整方針	学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。																									
事務事業名	事務事業の現況											具体的な調整内容														
学校の設置 及び配置	伊予市					中山町					双海町					平成16年5月1日現在										
	幼稚園	幼児数(人) 学級数(学級)				幼稚園	幼児数(人) 学級数(学級)				小学校名	児童数(人) 学級数(学級)														
		3歳	4歳	5歳	合計		3歳	4歳	5歳	合計		1年	2年	3年	4年		5年	6年	特殊	合計						
	からたち	35	35	35	105	永木	3	1	4	8	下灘	10	10	10	14		18	19	0	81						
		2	1	1	4		1			1	1	1	1	1	1		1	0	6							
	北山崎	20	31	30	81	野中	休園中				由並	24	15	10	16		8	18	4	95						
		1	1	1	3							1	1	1	1		1	1	3	9						
	伊予	20	27	29	76						翠	4	9	3	10		6	9	0	41						
		1	1	1	3							1	1	1	1		1	0	5							
		小学校名								小学校名								小学校名								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊	合計		
南山崎	18	20	19	21	16	24	1	119	中山	22	24	25	20	24	21	1	137	下灘	1	1	1	1	1	1	0	6
	1	1	1	1	1	1	1	7		1	1	1	1	1	1	1	7		1	1	1	1	1	0	6	
北山崎	69	61	54	63	48	50	2	347	永木	2	1	3	0	3	4	0	13	由並	1	1	1	1	1	1	3	9
	2	2	2	2	2	2	1	13		1	1	0	1	0	3											
郡中	169	158	161	175	144	179	5	991	野中	0	2	3	2	7	1	0	15	翠	4	9	3	10	6	9	0	41
	5	5	5	5	4	5	2	31		0	1	1	1	1	0	3										
伊予	66	83	63	81	77	74	3	447	佐礼谷	3	3	6	1	7	4	0	24									
	2	3	2	3	2	2	1	15		1	1	1	1	1	0	4										
	中学校名								中学校名								中学校名									
	1年	2年	3年	特殊	合計	1年	2年	3年	特殊	合計	1年	2年	3年	特殊	合計	1年	2年	3年	特殊	合計						
港南	250	254	262	2	768	中山	38	43	29	4	114	下灘	12	19	20	0	51									
	8	8	8	1	25		1	2	1	1	5		1	1	1	0	3									
伊予	72	76	82	2	232							上灘	33	34	38	0	105									
	2	2	3	1	8								1	1	1	0	3									

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	通学区域		
調整方針	通学区域については、現状の校区を移行し、通学区域の見直しについては、新市において検討する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
通学区域	伊予市	中山町	双海町
	<p>【目的】 学校教育法施行令第5条第2項の規定により、就学予定者に対してその就学を指定する基準となる伊予市立学校の通学区域を定めることを目的とする。</p> <p>【通学区域】 小学校 ・南山崎小学校 上唐川・下唐川・大平上・大平下 ・北山崎小学校 三秋・中村・森・本郡・尾崎・三島・市場・稲荷(ただし、160番地から180番地を除く)・米湊1610番地～1620番地 ・郡中小学校 上吾川・米湊(ただし、1610番地～1620番地を除く)・灘町・湊町・下吾川・稲荷160番地～180番地 ・伊予小学校 下三谷・上三谷・上野・宮下・八倉</p> <p>中学校 ・港南中学校 南山崎小学校、北山崎小学校、郡中小学校の通学区域 ・伊予中学校 伊予小学校の通学区域</p>	<p>【目的】 学校教育法施行令第5条第2項の規定により、就学予定者に対してその就学を指定する基準となる中山町立学校の通学区域を定めることを目的とする。</p> <p>【通学区域】 小学校 ・中山小学校 大字中山(子・丑・寅・卯・酉・戌・巳1～83) 字出淵(1耕・2耕1～2536・4耕・5耕・6耕1～938・8耕・9耕) ・野中小学校 大字出淵(2耕2537～4316・3耕・6耕939～1407・7耕) 大字栗田 ・永木小学校 大字中山(午・未・申・巳84～502) ・佐礼谷小学校 大字佐礼谷</p> <p>中学校 ・中山中学校 中山小学校、野中小学校、永木小学校、佐礼谷小学校の通学区域</p>	<p>【目的】 学校教育法施行令第5条第2項の規定により、就学予定者に対してその就学を指定する基準となる双海町立学校の通学区域を定めることを目的とする。</p> <p>【通学区域】 小学校 ・下灘小学校 石久保・閨住・富岡・日喰・上浜・下浜・奥東・奥西・池久保・本村・富貴・満野・松尾・壺神 ・由並小学校 高野川・小網・城ノ下・灘町・両谷(ただし仲之宮を除く)・本郷・塩屋・唐崎・本谷 ・翠小学校 仲之宮・久保・三島・岡・日尾野・野・犬寄・東峰・高見・大栄・奥大栄</p> <p>中学校 ・下灘中学校 下灘小学校の通学区域 ・上灘中学校 由並小学校、翠小学校の通学区域</p> <p>犬寄の一部の地区においては、慣行により以前から中山町の小中学校へ通学している。</p>

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて			
細項目	学校給食			
調整方針	学校給食については、当面現行どおり実施し、新市において、統合化した給食センターの整備を図る。			
事務事業名	事務事業の現況			具体的な調整内容
学校給食	伊予市	中山町	双海町	<p>1.調理方法                      現有施設の有効利用を図る。合併後、1市2町の統合化した給食センターの整備を図る。</p> <p>2.給食費                      献立及び物資購入方法の相違から生じてきているため、新市において調整する。</p> <p>3.燃料運営費の負担                      現在、双海町が負担している燃料運営費(半額)については廃止し、全額保護者負担とする。</p> <p>4.給食対象                      現在、中山町が幼稚園児を含んでおり、伊予市は未実施となっているため、統一を図る必要があるが、現有施設の供給能力及び現行サービスの維持等を考慮し、新市において調整する。</p>
	<p>【学校給食】                      完全給食                      週5日</p> <p>調理方式                      単独校調理場ウエット方式</p> <p>給食費等                      口座振替                      小学校 270円/日(郡中小)                      255円/日                      (南山崎小・北山崎小・伊予小)                      中学校 300円/日                      ガス・燃料等を含む</p> <p>献立作成                      栄養士を中心に献立を立てているが、試食会やアンケート等も参考にして                      いる。</p>	<p>【学校給食】                      完全給食                      週5日</p> <p>調理方法                      共同調理場ウエット方式</p> <p>給食費等                      口座振替                      幼稚園 225円/日                      小学校 235円/日                      中学校 260円/日                      ガス・燃料等を含む</p> <p>献立作成                      栄養士を中心に献立を立てているが、試食会やアンケート等も参考にして                      いる。</p>	<p>【学校給食】                      完全給食                      週5日</p> <p>調理方法                      共同調理場ウエット方式</p> <p>給食費等                      口座振替                      小学校 215円/日                      中学校 250円/日                      燃料等を一部含む(半額)</p> <p>献立作成                      栄養士を中心に献立を立てているが、試食会やアンケート等も参考にして                      いる。</p>	

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	幼稚園事業		
調整方針	幼稚園事業については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
幼稚園事業	伊予市	中山町	双海町
	<p>【幼稚園数】          公立 3園          ・北山崎幼稚園          3歳児 20名(定員 20名)          4歳児 31名(定員 35名)          5歳児 30名(定員 35名)          計 81名(定員 90名)          ・からたち幼稚園          3歳児 35名(定員 35名)          4歳児 35名(定員 35名)          5歳児 35名(定員 35名)          計 105名(定員105名)          ・伊予幼稚園          3歳児 20名(定員 20名)          4歳児 27名(定員 35名)          5歳児 29名(定員 35名)          計 76名(定員 90名)          (平成16年5月1日現在)</p> <p>【入園区】          小学校区を優先          北山崎幼稚園は南山崎小学校区を含む。</p> <p>【保育時間】          月・金曜日 8:30～11:30          火・水・木曜日 8:30～13:30(弁当持参)          土・日曜日、祝日は休園</p> <p>【学期】          第1学期 4月1日～7月31日          第2学期 8月1日～12月31日          第3学期 1月1日～3月31日</p>	<p>【幼稚園数】          公立 2園          ・永木幼稚園          3歳児 3名(定員 20名)          4歳児 1名(定員 35名)          5歳児 4名(定員 35名)          計 8名(定員 90名)          ・野中幼稚園(休園中)          3歳児 0名(定員 20名)          4歳児 0名(定員 35名)          5歳児 0名(定員 35名)          計 0名(定員 90名)          (平成16年5月1日現在)</p> <p>【入園区】          校区なし</p> <p>【保育時間】          月～金曜日 8:30～14:00(給食有り)          土・日曜日、祝日は休園</p> <p>【学期】          第1学期 4月1日～7月31日          第2学期 8月1日～12月31日          第3学期 1月1日～3月31日</p>	<p>1.保育時間の相違については、当面現行どおりとし、給食については、新市において給食センターが建設された時点で検討する。</p>

協議第34号附属資料

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	幼稚園事業		
調整方針	幼稚園事業については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
幼稚園事業	伊予市	中山町	双海町
	<p>【休業日】            夏期休業日 7月20日～8月31日            冬期休業日 12月24日～1月9日            学年末休業日 3月24日～3月31日            学年始休業日 4月1日～4月9日</p> <p>【通園方法】            保護者又は代理人の付添いが必要</p>	<p>【休業日】            夏期休業日 7月21日～8月31日            冬期休業日 12月26日～1月7日            学年末休業日 3月26日～3月31日            学年始休業日 4月1日～4月7日            特別休業日            農繁休業日その他特に必要と認める休業日で、学年を通じて5日以内</p> <p>【通園方法】            保護者又は代理人の付添いが必要</p>	<p>2.休業日の相違については、伊予市の例により調整する。</p>

協議第34号附属資料

協議項目	各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて		
細項目	幼稚園事業		
調整方針	幼稚園事業については、合併時に調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
幼稚園事業	伊予市	中山町	双海町
	<p>【幼稚園入園料・保育料】 入園料 5,000円 保育料 6,000円/月</p> <p>【徴収方法】 口座振替 入園料 4月28日引き落とし 保育料 毎月10日引き落とし</p> <p>【滞納に関する措置】 正当な事由がなくて納期限内に保育料を納めない者があるときは、その者の出席を停止することができる。</p> <p>【事業目的】 家庭の所得状況に応じて公立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者及び減免額】 (1)「伊予市立幼稚園保育料等の減免に関する規則」に基づく減免 生活保護世帯 当該年度に納付すべき市民税が非課税 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税  とも年額20,000円(園児1人当たり)</p>	<p>【幼稚園入園料・保育料】 入園料 6,000円 保育料 6,000円/月</p> <p>【徴収方法】 口座振替 入園料 4月25日引き落とし 保育料 毎月25日引き落とし</p> <p>【滞納に関する措置】 町長は、保育料等の督促状の指定期限を経過したのちにおいても、当該保育料等の納入義務者が滞納している場合は、当該園児の登園の停止又は退園を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>3.幼稚園入園料・保育料・徴収期日については、合併時に伊予市の例により調整する。</p> <p>4.滞納に関する措置については、合併時に中山町の例により調整する。</p> <p>5.入園料・保育料の減免については、合併時に伊予市の例により調整する。</p>

協議項目	各種事務事業(社会教育)の取扱いについて		
細項目	生涯学習事業		
調整方針	生涯学習事業については、当面は現行どおり実施し、新市において策定される社会教育基本方針に基づき、随時調整する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
各種講座の開催	伊予市	中山町	双海町
	<p>【事業の目的】 生涯学習の推進</p> <p>【概要(平成14年度)】 毎年5月から3月までの期間、次の各種講座を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年料理教室 (月4回)</li> <li>・青年生花教室 (月4回)</li> <li>・親子ふれあい教室 (年1回)</li> <li>・古典文学講座 (月2回)</li> <li>・郷土文化講演会 (年2回)</li> <li>・ビデオ撮影講習会 (月1回)</li> <li>・テニス教室 (月1回)</li> <li>・パソコン教室 (年5回)</li> <li>・妊娠期子育て講座 (年3回)</li> </ul> <p>また、4地区公民館で年間を通して家庭教育学級・高齢者学級・成人教育学級・野外体験活動・サッカー教室等を実施している。</p> <p>【講師謝礼】 種目・時間にかかわらず、講師の職種や住所により定額とする。金額は講座1回当たり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教授、その他の著名人 15,000円</li> <li>・生涯学習推進講師 13,000円</li> <li>・市外の一般講師 10,000円</li> <li>・市内の生涯学習講師 7,000円</li> <li>・市内の一般講師 5,000円</li> <li>・助手等(スポーツ教室、料理教室等) 3,000円</li> </ul> <p>基本的に旅費は講師料に含む。</p>	<p>【事業の目的】 生涯学習の推進</p> <p>【概要(平成14年度)】 毎年4月から3月までの期間、次の各種講座・学級を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英会話教室 初級・中級・上級 (年24回)</li> <li>・レザークラフト教室 (年5回)</li> <li>・ピーバースクラブ (年5回)</li> <li>・婦人学級 (年3回)</li> <li>・高齢者大学 (4講座)</li> <li>・成人大学 (年5回)</li> <li>・生活文化女性塾 (年7回)</li> <li>・文化講演会 (年1回)</li> <li>・3世代交流学習 (4地区)</li> </ul> <p>【講師謝礼】 種目・時間にかかわらず、講師の住所により定額とする。金額は講座1回当たり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町外 15,000円</li> <li>・町内 5,000円</li> </ul> <p>基本的に旅費は講師謝礼に含む。</p>	<p>【事業の目的】 生涯学習の推進</p> <p>【概要(平成14年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英会話 (年24回)</li> <li>・少年少女おもしろ教室 (6~2月、土曜日等8回)</li> <li>・ふたみおもしろ大作戦(夏休み期間中)</li> <li>・通学合宿「夕焼け村」(9月中の1週間)</li> <li>・男の料理教室 (短期12回)</li> <li>・ふたみふれあいコーラス(5~3月、第2・4月曜日)</li> <li>・手話教室 (短期12回)</li> <li>・パソコン教室&lt;初級編&gt;(上灘 5~6月、10回。下灘 6~7月、10回)</li> <li>・七宝焼教室 (5~2月、10回)</li> <li>・籐細工教室 (7~8月、木曜日5回)</li> <li>・健康クリエイション教室(2会場) (上灘5~2月、第3火曜日10回。下灘5~2月、第2火曜日10回)</li> <li>・軽スポーツ教室 (通年)</li> <li>・ガーデニング教室(5・7・10・12・2月、第3水曜日5回)</li> <li>・成人大学</li> <li>・高齢者教室</li> <li>・自治公民館家庭教育学級</li> </ul> <p>【講師謝礼】 種目・時間にかかわらず、講師の住所により定額とする。金額は講座1回当たり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町外 13,000円 (10,000円の場合も有り)</li> <li>・町内 7,000円</li> <li>・ボランティア指導員 3,000円</li> </ul> <p>基本的に旅費は講師料に含む。</p>





協議項目	各種事務事業(社会教育)の取扱いについて		
細項目	公民館組織		
調整方針	公民館組織については、現在行われている公民館活動に支障のないよう、合併後も現体制を維持する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
公民館組織	伊予市	中山町	双海町
	<p>&lt;条例で設置している公民館&gt;</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・大平地区公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・中村地区公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・本庁地区公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・上野地区公民館 館長1人、主事1人</li> </ul> <p>ただし、中央公民館長は、社会教育課長が兼務</p>	<p>&lt;条例で設置している公民館&gt;</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・中山公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・永木公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・野中公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・佐礼谷公民館 館長1人、主事1人</li> </ul> <p>ただし、中央公民館長は、教育長が兼務</p> <p>&lt;各行政区での分館の公民館&gt;</p> <p>【組織】</p> <p>47分館 分館長          教養部長          産業部長          体育部長          生活部長          愛護部長</p> <p>・各部会で年間計画を立て、各種行事を実施する。</p>	<p>&lt;条例で設置している公民館&gt;</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公民館 館長1人、主事2人</li> <li>・上灘地区公民館 館長1人、主事1人</li> <li>・下灘地区公民館 館長1人、主事2人</li> </ul> <p>ただし、中央公民館長は、教育長が兼務</p> <p>&lt;自治公民館&gt;</p> <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上灘地区公民館に20自治公民館</li> <li>下灘地区公民館に16自治公民館</li> <li>・各自治公民館に館長・主事・8つの専門部を配置。必要に応じて、副館長・会計を設けているところもある。</li> <li>・8つの専門部              教養・産業・厚生・体育・愛護・家政・老人・青年</li> </ul>
	<p>【活動概要】</p> <p>各地区公民館で各種の教室・講座を開催している。</p> <p>年間の行事内容について、地区公民館においては、公民館ごとに設置されている公民館運営委員会(委員の構成は、それぞれの公民館で若干異なるが、主にその地区の区長・学校長・PTA会長・愛護班会長・体育協会会長・老人クラブ会長・婦人会会長)で決定している。</p> <p>また、地区の社会教育関係団体の事務局を公民館主事が担当している。</p>	<p>【活動概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員研修会の実施。</li> <li>・社会教育関係団体との連携を強化し、地域課題を解決するため、学級・講座、講演会、スポーツ活動等を積極的に進め、住民との対話を通して、豊かな地域づくりに努める。</li> <li>・地域の歴史、伝統行事の保存、継承に主体的に取り組み、かおり高い文化を育て、愛護精神の高揚を図る。</li> </ul>	<p>【活動概要】</p> <p>&lt;公民館大会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年4月最終日曜日に開催。自治公民館役員 約300人が出席。</li> </ul> <p>&lt;館長会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間4回程度(4・7・1・3月)開催。</li> <li>中央公民館や地区公民館の取り組みや各種行事について協議する。</li> <li>・2年に1回、公民館運営審議委員と視察研修(1泊2日)を実施。町より助成有り。</li> </ul>

協議項目	各種事務事業(社会教育)の取扱いについて		
細項目	公民館組織		
調整方針	公民館組織については、現在行われている公民館活動に支障のないよう、合併後も現体制を維持する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
公民館組織	伊予市	中山町	双海町
			<p>&lt;体育部長会&gt;          ・年間3回程度(4・9・3月)開催。          町内の体育行事(ソフトボール・レクパレール・体育祭等)の内容を審議し、当日の運営に当たってもらう。自治公民館対抗の大会</p> <p>&lt;文化祭&gt;          ・11月の文化祭のため、館長、主事、教養部・産業部・厚生部・愛護部・家政部にて文化祭の内容を検討。また、自治公民館がそれぞれ出店</p> <p>&lt;移動公民館&gt;          ・毎年2月中央公民館・地区公民館の館長、主事が自治公民館に出向き、学習会を開いたり、本年度の反省や次年度への要望等を話し合ったりする。</p> <p>&lt;1自治公民館、1学級の開催&gt;          ・年間を通じ、必ず自治公民館単位で学習会を開催。中央・地区公民館の主事が講師と一緒に自治公民館に出向く。講師の謝金は町が負担</p> <p>&lt;自治公民館の特色ある活動「自慢づくり活動」&gt;          ・地域の特性を生かした活動を推奨。自治公民館個々に工夫した活動を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間住公民館 花いっぱい運動(菜の花)</li> <li>・久保公民館 ミニミニ文化祭</li> <li>・三島公民館・奥東公民館 30年以上継続の学習会</li> <li>・松尾公民館 時間励行</li> <li>・1丁目公民館 ミニミニ運動会 (2年に1回)</li> </ul>

協 議 項 目	各種事務事業(社会教育)の取扱いについて		
細 項 目	指定文化財等		
調 整 方 針	指定文化財については、原則として新市においても指定する。また、新市において文化財等を保管・展示できる施設を建設する。		
事 務 事 業 名	事 務 事 業 の 現 況		具体的な調整内容
指 定 文 化 財	伊予市	中山町	双海町
	<p>[伊予市指定文化財の指定] 【概要】 伊予市の歴史・文化を知る上で貴重な文化的財産を指定することにより、保護の対象とする。</p> <p>【対象者】 文化財の所有者・団体等</p> <p>【実施期間】 申請・指定事由の発生した時点に限る。</p> <p>【説明板の設置】 指定物件について、標識及び説明板の設置を行う。</p>	<p>[中山町指定文化財の指定] 【概要】 中山町にとって、貴重な文化財を保存し、かつその活用を図り、もって町民の文化的向上に資する。</p> <p>【対象者】 文化財の所有者・団体等</p> <p>【実施期間】 申請・指定事由の発生した時点に限る。</p> <p>【説明板の設置】 指定文化財に対して教育委員会が標識(説明板)を設置する。</p>	<p>[双海町指定文化財の指定] 【概要】 双海町の歴史・文化を知るうえで貴重な文化的財産を指定することにより、保護の対象とする。</p> <p>【対象者】 文化財の所有者・団体等</p> <p>【実施期間】 申請・指定事由の発生した時点に限る。</p> <p>【説明板の設置】 指定文化財に対して教育委員会が標識(説明板)を設置する。</p>
<p>[伊予市指定文化財の解除] 【概要】 伊予市指定文化財がその価値を失ったとき、町内に所在しなくなったとき、その他の事由が生じた場合、指定の解除を行う。また、市指定文化財が法及び県条例によって指定された場合は、市の指定は取り消されたものとみなす。</p> <p>【対象者】 文化財の所有者・団体等</p> <p>【実施期間】 指定解除事由の発生した時点に限り</p>	<p>[中山町指定文化財の解除] 【概要】 中山町指定文化財がその価値を失ったとき、町内に所在しなくなったとき、その他の事由が生じた場合、指定の解除を行う。また、町指定文化財が法及び県条例によって指定された場合は、町の指定は取り消されたものとみなす。</p> <p>【対象者】 文化財の所有者・団体等</p> <p>【実施期間】 指定解除事由の発生した時点に限り</p>	<p>[双海町指定文化財の解除] 【概要】 双海町指定文化財がその価値を失ったとき、町内に所在しなくなったとき、その他の事由が生じた場合、指定の解除を行う。また、町指定文化財が法及び県条例によって指定された場合は、町の指定は取り消されたものとみなす。</p> <p>【対象者】 文化財の所有者・団体等</p> <p>【実施期間】 指定解除事由の発生した時点に限り</p>	

協議項目	各種事務事業(社会教育)の取扱いについて		
細項目	指定文化財等		
調整方針	指定文化財については、原則として新市においても指定する。また、新市において文化財等を保管・展示できる施設を建設する。		
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容
歴史民俗資料館 運営業務	伊予市	中山町	双海町
			<p>【名称】 双海町歴史民俗資料室(展示)</p> <p>【目的】 文化的財産を保存し、町民の郷土に対する認識を深め、文化的向上に資するために設置する。</p> <p>【施設概要】 開館 平成10年8月1日</p> <p>施設展示面積 176.49㎡</p> <p>開館時間及び休館日 特に定めていない。常時開館はしておらず、希望に応じて開館している。</p> <p>入館料 無料</p> <p>【展示内容】 民俗民具類 約150点</p> <p>【賃借料の金額】 156,000円/年</p> <p>【その他特記事項】 民俗資料室は、町民の方が所有している空家を借り上げて利用している。上記の使用料の他、電気・水道使用料について町で負担している。</p>

添付資料

事務事業名	指定文化財		
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会

市(町)指定文化財							
伊予市		伊予市		中山町		双海町	
種別	名称	種別	名称	種別	名称	種別	名称
石造美術	森山大膳供養塔	古文書	玉井家庄屋文書	古写経	般若経	有形文化財	本村の五輪塔
石造美術	石造層塔	古文書	赤坂泉文書	彫刻	阿弥陀如来	天然記念物	池ノ久保のシノキ
絵画	山姥金時の絵 岸駒作	古文書	宮内家庄屋文書	彫刻	薬師如来	天然記念物	池ノ久保のツバキ
歴史資料	郡中市陌浜辺図	古文書	稱名寺文書	彫刻	観音像	史跡	池ノ久保土地蔵の石垣
歴史資料	灘町図(無題)	古文書	郡中貯え文書(上野文書)			有形文化財	下浜の多層塔
建造物	薬師堂	古文書	大般若経(傳宗寺)			有形文化財	正法寺の陣太鼓
建造物	谷上山宝珠寺本堂	古文書	大般若経(常願寺)			有形文化財	三島神社の二重門
考古資料	玉飾	古文書	知行安堵状			天然記念物	三島神社のシノキ群
考古資料	玉飾	史跡	尾崎天神下古墳			天然記念物	翠小学校のギンモクセイ
考古資料	甕型土器(壺)	史跡	今岡御所			無形民俗文化財	岡獅子舞
考古資料	銅鉾	史跡	猪之窪古墳			有形民俗文化財	板碑
考古資料	人物埴輪	史跡	端の左衛門の墓			有形文化財	鳥越かくれキリシタン像
考古資料	猪之窪古墳	史跡	菅原上人開基の地			有形文化財	日喰かくれキリシタン像
考古資料	吹上の森1号古墳出土遺物	史跡	雲居国師生誕地毘沙門堂跡			有形文化財	金毛丸尾悪狐退治の図
考古資料	風呂ヶ谷古墳出土の須恵器	史跡	後藤又兵衛基次公菩提所			民俗文化財	和船
工芸	刀・但馬守法城寺 橘貞国	彫刻	谷上山宝珠寺本尊千手観音像			民俗文化財	両谷獅子舞
工芸	刀・無銘伝左文字	天然記念物	ソテツ			有形文化財	石畳き屋根地蔵堂
工芸	刀・播州手柄山氏繁作	天然記念物	フジ			有形民俗文化財	和船(地引き網船)
工芸	刀・無銘伝一文字	天然記念物	ツバキ				
工芸	刀・岡本直金源園良	天然記念物	ナギ				
工芸	石地蔵	天然記念物	クスドイゲ				
工芸	刀・兼定	天然記念物	クロガネモチ				
工芸	刀・与州住安定	天然記念物	藤三ツバキ				
工芸	金剛力士像(江山焼)	天然記念物	シュテンドウジ				
工芸	抹茶茶碗(江山焼)	天然記念物	中央構造線八ノ谷露頭A B				
工芸	錦手大型神酒瓶	天然記念物	中央構造線小手谷露頭A				
工芸	十錦神酒瓶	天然記念物	中央構造線小手谷露頭B				
工芸	弓具一式	天然記念物	唐川ツバキ(ヤブツバキ)				
工芸	革包七宝金具小さ刀拵	天然記念物	ツバキ(三谷紋り)				
工芸	なぎなた 宇佐八幡宮神息作	歴史資料	征露凱旋記念奉納絵馬				
工芸	刀・豊後国僧定秀	歴史資料	キリシタン禁制高札				
工芸	刀・豫州大洲臣園良						
工芸	昌山焼						

[参考] 県指定文化財

伊予市		中山町		双海町	
種別	名称	種別	名称	種別	名称
石造美術	石造層塔	石造物	石鳥居遺構	天然記念物	オガタマノキ
建造物	稲荷神社楼門	天然記念物	菩提樹		
考古資料	青銅経筒付経巻				
史跡	伊予岡古墳				
史跡	カウラガハナ古代窯跡群				
天然記念物	扶桑木				
天然記念物	ソテツ				